

## 伊丹市上下水道局渇水対策調整会議に関する要綱

### (設置)

第1条 異常渇水時に対し、迅速かつ的確な応急対策を講ずるため、伊丹市上下水道局に渇水対策調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

### (組織)

第2条 調整会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、上下水道事業管理者をもってあてる。

3 委員は、次の各号の職にある者をもってあてる。

(1) 参事

(2) 経営企画室長

(3) 整備保全室長

(4) 経営企画課長

(5) 給排水課長

(6) 水道課長

(7) 下水道課長

(8) 浄水課長

(9) その他議長が指名する者

(職務及び所掌事務)

第3条 議長は、調整会議を統括する。

2 議長に事故あるときは、あらかじめ指名した者がその職務を行う。

3 委員は、議長の命を受け調整会議の事務を行い、所掌事務は次の各号の定めるところによる。

(1) 他機関等の情報収集

(2) 取水、配水状況の分析

(3) 節水PR等の準備

(4) 応急給水対策の準備

(5) その他上記に付随する事

(会議)

第4条 調整会議は、議長が招集し、運営する。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、経営企画課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年8月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年8月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年8月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。